

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

スターチャイルド《江田ナーサリー》

2024年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation



## 目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	8
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上.....	15

## 施設・事業所情報

第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

### ①施設・事業所情報

■名称	スターチャイルド《江田ナーサリー》	
■種別	認可保育所	
■代表者氏名	熊谷貴子	
■定員（利用人数）	30人	
■所在地	横浜市青葉区あざみ野南2-4-7 セントラルビル徳江1階	
■TEL	045-912-6178	
■ホームページ	<a href="http://www.starchild.jp/">http://www.starchild.jp/</a>	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	平成16年 12月 1日	
■経営法人・設置主体	ヒューマンスターチャイルド株式会社	
■職員数（常勤）	8名	
■職員数（非常勤）	8名	
■専門職員（名称別）	・施設長	1人
	・保育士	13人
	・栄養士	1人
	・調理員	2人
	・事務員	1人
■施設設備の概要	・居室数	保育室（3）・事務室（1）・調理室（1）
	・設備等	トイレ 空調機 など

### ②理念・基本方針

- ・運営理念「わたしたちは、かかわるすべての人が子育ての楽しさ、喜び、感動を共有できる保育施設を運営します」
- ・保育理念「わたしたちは、子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践します」

### ③施設・事業所の特徴的な取組

・異年齢で関わる機会が多い園運営・地域交流

「ちいさいおうち」をコンセプトに、自由遊び・生活の部分で異年齢で関わる機会が多くなる環境を大切にしています。年下の子どもが年上の子どもに憧れて「やってみたい」と挑戦したり、年上の子どもは、年下の子どもの困っている様子を察知して、自然と援助したりする姿が多くみられます。年齢別に必要な保育とのバランスを心掛けています。

昨年度から始まった、月末火曜日開催の「なんでもしていいランド」は、ままごと・製作・感触遊び・電車遊び・運動器具などのコーナーを設けて、子ども自身が選択して、満足いくまで遊ぶコーナー遊びを実施しています。今年度は、職員の発案で、この企画に子育て支援の施設開放を併設して、地域の親子にも楽しみながら交流しています。

施設開放・講師による育児講座・園児交流を実施しています。近隣大学の小児看護講師指導の心肺蘇生法（AED講習）に近隣施設も招待して定例化しています。実習生・ボランティアの受け入れも実施しています。江田駅前商店会の企画の街路自路の花壇の剪定・ゴミ拾いにも参加しています。開園 20 年目、ヒューマンスターチャイルドの1号園として開園当初からのコンセプトと地域との交流を大切にしています。

### ④第三者評価の受審状況

---

■評価実施期間	2023/5/2	(契約日)～	2023/12/26	(評価結果確定日)
---------	----------	--------	------------	-----------

---

■受審回数（前回の受審時期）	2 回	( 2018 年度)
----------------	-----	------------

---

## 総評

### 【特に評価の高い点】

#### ◆家庭的な雰囲気の中で主体性や協調性を育てています

職員は、園児 30 名の少人数のため、担当の枠を超え、子ども一人ひとりに目が向けられ個性や個別の発達を捉えることが出来ています。子どもも担任以外のどの保育士とも自然に関わることが出来ています。0・1 歳児が一つの保育室で 2・3・4・5 歳児が異年齢で過ごすことで、年上の子どもは、年下の子どもを可愛がる優しさや思いやりが育まれています。年下の子どもは、年上の子どもの遊び方やルールを覚え、「自分もやってみる」と積極的にチャレンジする向上心が培われています。

保育士は、子ども同士で好きな遊びを楽しむ中で、相手とのコミュニケーションをとる力を培い、集団遊びを通して、ルールを守る事の大切さを理解出来るように援助しています。異年齢で様々な活動をしていく中で、楽しいや悲しいなどの感情を経験し、相手の気持ちをくみ取ることが出来るように、気持ちに寄り添い、見守っています。このような働きかけの結果、子どもの主体性が生まれ、協調性が育つようになっています。

#### ◆園の活動を丁寧に伝えることで保護者との連携をとっています

職員は、朝の受け入れの際に、保護者から子どもの健康状態や家庭での様子を聞くとともに何気ない会話を交わすことで、信頼関係が生まれるように努めています。日頃から些細なことでも頻繁に保護者に伝え、

子どもの成長が感じ取れるようにしています。毎日、ドキュメンテーションを作成し、保護者に配信することで、保育活動の共有ができ、安心して子育てが出来るようにしています。結果、園への理解や、保育方針への理解に繋がり、園と連携・協力し、子どもについて考えるような関係性を築くことが出来ています。

#### ◆地域との関わりを広げ、子どもの生活の連続性に配慮しています

創立から20年、地域の発展とともに地域に根付く保育園として受け入れられています。

子どもたちは、散歩に出かけ、地域の住民と交流したり、江田駅前商店会の花壇整備を行う団体との交流をしたりして、様々な人と触れ合い、人とつながる力や人や物を大切にできる豊かな心を育てています。玄関には、青葉区の子育て講座、山田地区センターの「青葉お話しフェスティバル」のポスター、隣接する子育て支援サロンのチラシなどを置き、保護者に情報提供をしています。テラス開放や講師を迎えての育児講座などの地域子育て支援事業を実施し、地域全体で子育てを支援する一助を担い、地域で生活する子どもたちが安心して生活できるようにしています。

#### 【改善を求められる点】

#### ◆保育の質の向上に向けた取り組みの中で、保育観の共有が求められます

職員は、入職時の研修や年度初めの職員会議で、理念に沿った保育の有り方や職員の基本姿勢を基本方針マニュアルで確認しています。毎月のカリキュラム会議で唱和し、日々の保育の中でも理念に立ち返るようにしています。保育実践後には、主体的に自らを振り返り、職員会議などで共有されています。しかし、園での経験年数などから、実践の詳細な場面でそれぞれ持っている保育観に違いがみられます。今後は、現場に子ども一人ひとりを大切にする法人理念を浸透させ、実践の場で共通理解するとともに、保育実践の具体的な場面での気になる点を出し合い、さらなる話し合いを深め、保育観を共有していく事が望まれます。

### 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第三者評価3回目の受審をさせていただきました。

ご担当いただいた方々におかれましては、異年齢保育での子ども同士の自然な関わり、保護者対応・地域交流の部分を評価していただきました。

保護者並びに地域の皆様に支えられ開園20年目を迎えますが、スターチャイルドの保育と運営にご理解・ご協力をいただきました結果であると思ひ、感謝申し上げます。

また、全職員でお子様の個性を尊重し、年齢発達等も配慮した保育の部分を評価していただき、職員一同、より良い保育を目指していきたいという思いになりました。

最後に、今回の評価に携わっていただいた方々には、沢山の気づきをいただきましたことに、心から感謝いたします。

ありがとうございました。

スターチャイルド《江田ナーサリー》

施設長：熊谷 貴子

## 第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています  
a評価：よりよいサービスの水準・状態  
b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態  
c評価：b以上の取組となることを期待する状態

### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【1】</b> I-1-(1)-①                      理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                 </div>	a
<コメント> ホームページ、事業計画、全体的な計画に理念、保育方針・目標を記載するとともに、玄関に掲示し、職員、保護者がいつでも確認できるようにしています。入職時の研修で説明するとともに、理念に沿った保育のあり方や職員の姿勢を「基本理念・基本方針マニュアル」にまとめ、年度始めの職員会議で周知しています。毎月のカリキュラム会議で唱和するほか、日々の保育の中でも折に触れて理念に立ち戻り、確認しています。保護者に対しては、入園のしおりに記載して入園説明会で説明するとともに、年度末の保護者懇談会でも具体的な事例をあげて説明しています。	

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【2】</b> I-2-(1)-①                      事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                 </div>	a
<コメント> 社会福祉事業全体の動向は、法人が情報収集して分析しています。法人が把握分析した情報は、施設長が施設長会議で把握しています。施設長は、青葉区の園長会、ブロック会議、幼保小連携会議等の各種会議に参加し、地域の課題や実情についての情報を得ています。また、行政のメールや江田駅前商店会、男女共同参画センター横浜北アートフォーラムあざみ野などからも把握しています。地域の福祉計画についての情報は区役所から得、分析しています。園が毎月報告する備品・人件費予算の進捗状況や園児数の推移などを基に、法人がコストや利用率の分析をしています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【3】</b> I-2-(1)-②                      経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                 </div>	a
<コメント> 職員体制や人材育成、財務状況等の現状は法人が分析し、課題や問題点を明らかにして毎月の法人施設長会議で報告しています。設備や職員体制については、施設長、副主任、法人のエリア担当で検討しています。助成金や子育て支援、人件費率など主な点については、職員会議で説明しています。結婚や転居などで定期的に職員の入れ替えがあることから、園では、手順書の作成、担当を決めたマニュアルの共有・見直しなど、保育の継承に向けた取組を進めています。	

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【4】</b> I-3-(1)-①                      中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                 </div>	b
<コメント> 保育理念、保育方針の実現に向けて、5年間の長期計画および3年間の中期計画を策定しています。長期計画は「修繕・大型備品購入」「保育の質向上」「人材育成」「地域交流推進」の4項目と「園児数充足計画」の数値目標から構成されています。項目ごとに課題解決に向けた具体的な成果を記載し、中期計画で年度ごとの行程を明確にすることで、実施状況を評価できるようにしています。中・長期計画は毎年見直しをしていますが、開園20年目を迎え、設備・備品の経年劣化が計画よりも急速に進んでいるため見通しが難しく、課題となっています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【5】</b> I-3-(1)-②                      中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                 </div>	b
<コメント> 中長期計画に基づき、単年度の計画を策定しています。事業計画には、保育活動、職員処遇、運営・経営についての方針を明記した上で、基本目標として職員体制、行事予定、給食・食育、安全管理、人材育成、苦情要望対応、個人情報保護、重点目標として感染状況に応じた保育運営、地域子育て支援事業の充実、地域交流とSDGs活動、職員育成を掲げ、項目ごとに具体的な取組や成果を記載しています。なお、具体的な成果は設定されていますが、詳細な数値目標は設定されてなく、今後の課題となっています。	



(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
<コメント> 2月の職員会議で職員間で話し合って1年間の振り返りをし、園全体とクラスごとの次年度の目標を設定しています。施設長は、振り返りで出た職員の意見を反映して事業計画案を作成し、法人の承認を得、事業計画を策定しています。事業計画は年度末に評価し、事業報告を策定しています。施設長は、事業報告やカリキュラム会議等で把握した職員の意見、年度末の振り返り、保護者アンケートの結果などを踏まえて、次年度の事業計画を作成しています。策定された事業計画は職員会議で説明し、周知しています。		
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
<コメント> 保護者代表、第三者委員、施設長、本部が参加する運営委員会で、事業計画を説明し、承認を得ています。運営委員会の議事録、当該年度の事業報告、次年度の事業計画を保育園向けアプリでの配信し、保護者に報告しています。園内にも掲示しています。また、年度始めの懇談会で年度の目標や保育内容、行事など、事業計画の主な内容について具体的に保護者に説明しています。		

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
<コメント> 指導計画や日誌、研修報告などをPDCAを記載する様式とし、職員がPDCAを意識して日常業務を行えるような仕組みを作っています。また、行事記録に、事前の子どもの姿、計画、当日の様子、評価・反省を毎年記載することで、PDCAが実践できるよう工夫をしています。職員は、年2回不適切保育チェックシートを用いて個々の職員が振り返りをし、環境改善会議で集計・分析し、結果を職員会議で共有し、話し合っています。年度末の会議はで1年間の振り返りをして良かった点、改善点を抽出し、全体およびクラスの目標を設定し、それらを集計して園の自己評価としています。第三者評価は定期的に受審し、結果を公表しています。		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
<コメント> クラスごとの話し合いを基に、年度末の職員会議で保育、組織、設備などの項目ごとに年度の振り返りをし、施設長が結果を集計して文章化し、園の自己評価としてまとめています。保護者にも公表し、共有しています。評価結果で明確になった課題は職員間で共有し、改善に向けて取り組んでいます。重点目標である子育て支援の充実に向けて、職員の発案で施設開放を毎月の「なんでもしていいランド」の日を実施して地域の親子と交流できるようにしたなどの事例があります。		

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
<コメント> 施設長は、3月の職員会議で事業計画について説明し、進むべき方向性を職員に明示しています。また、毎月の園だよりで、自らの役割と責任について表明しています。役割と責任の具体的な内容は「職員の構成と定義」に記載し、事務室に掲示するとともに年度始めの体制確認会議で職員に説明しています。運営規程や就業規則にも記載されています。施設長不在時の代行は副主任、副主任不在時の代行はリーダーであることを明文化するとともに、「緊急時の対応の流れ」に施設長不在時の対応も記載して、事務室に掲示し、職員に周知しています。		
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
<コメント> 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者等との適正な関係を保持しています。施設長は、法人の施設長研修や行政などの外部研修に参加し、コンプライアンスやマネジメントについて学んでいます。毎月、法人の担当者が訪問して法令遵守などの確認を行い、施設長に報告しています。職員には、入職時の研修で周知するとともに、毎年コンプライアンス研修の受講を義務付けています。非常勤職員に対しては、年1回のパート会議で個人情報などについて周知しています。また、全職員が不適切な保育に関するチェックリストを用いて自己点検し、結果を環境改善会議で集計し、職員間で話し合っています。園では、職員の経験年数等で認識の差があり、周知に向けたさらなる取組が必要ととらえています。		



(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は、保育の様子を見て回るとともに、必要な時に保育に入って子どもと職員の様子を確認しています。また、指導計画や保育日誌などの記録類を確認し、保育が指導計画に沿って行われているかを確認しています。毎月のカリキュラム会議や職場環境改善会議などを開催し、園の方向性を示して職員の意見を聴取し、必要に応じて助言や指導をしています。正規職員に対して1、2か月に1回、非常勤職員に対しては年1回、個人面談を実施し、職員の意見を聞き、悩みの相談にのっています。また、会議等で職員の提案を募り、質の改善に反映しています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は、設備や備品の管理や労務管理を通じて、経営の改善や業務の実効性の向上に向けた分析を行っています。財務については法人で行っています。園では、業務フローの見直し・整理をして文書化することで、業務の効率化と技術の継承を目指しています。行事の記録をPDCAを記載する様式にすることで、行事の準備や進行の効率化とやり方の改善を図ったなどの事例があります。また、行事、保健衛生、備蓄、子育て支援などの係を決めて権限を委譲することで、職員が主体的に取り組めるようにしています。	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	
<コメント> 中長期計画、事業計画に必要な人員体制や人材育成の方針を記載し、横浜市の配置基準よりも多い人材配置をしています。人材育成計画に求められるスキルや人物像、研修などを明記し、それに基づき人材育成をしています。職員の採用は法人が行い、人材紹介イベントなどへの参加、ホームページの充実、SNSなどの新しい媒体の活用、紹介制度、カムバック制度など、様々な採用に向けた取組をしています。新入職員に対して採用後1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後にアンケートを実施して意見を聞いて相談にのるなどし、職員が定着するような環境づくりに反映しています。また、職員の希望による法人間の異動も実施しています。		
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	
<コメント> 「職員区分の構成と定義」に職位ごとの役割や職務内容、求められるスキルなどを記載するとともに、賃金規程に昇格や昇進、評価の目安などの人事基準を明記し、入社時に説明しています。「職員区分の構成と定義」と賃金規程を就業規則にはさんで事務室に置き、職員がいつでも確認できるようにしています。職員は、年2回スキル考課シートを用いて自己評価をし、施設長が人事考課をして賞与等に反映しています。施設長は日々の会話や毎月の個人面談で職員の意向や意見を聞き、改善策を検討しています。人材育成計画があり、職員が自らの将来の姿を描くことができるような仕組みができています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	
<コメント> 労務管理の責任者は施設長で、有給休暇の取得や時間外労働の状況を毎月把握しています。施設長は、職員の希望や取得状況などを考慮してシフトを作成し、職員がライフワークバランスに沿った働き方ができるように配慮しています。施設長は、日々の会話や個人面談などから、職員の心身の状態を把握し、相談にのっています。法人の相談窓口のほか、ホールディンググループの窓口も紹介しています。法人は、毎年12月に職員アンケート（ESアンケート）を実施し、職員の意見を職場環境の整備に反映しています。時間外労働の削減に向けて園児が少ない土曜日に事務作業をする時間を作ったり、職員が希望を記入する1年分の出勤カレンダーを用意して休暇の予定を早めにとられるようにするなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	
<コメント> 人材育成計画に、階層別の求められるスキル・人材像を明示しています。職員は、個別目標設定シートに保育スキル、業務姿勢、コミュニケーション、役割・責任、園運営の中から自身のレベル向上のためチャレンジ性のある目標を設定しています。9月と3月には振り返りを記入しています。また、年2回スキル効果シートを用いて自己評価しています。施設長は、4月と10月に人事考課を兼ねた面談をおこない、前年度下期の振り返りと上期目標設定、上期の振り返りと下期の目標設定をしています。施設長は、1、2か月に1回個人面談を実施して進捗状況を確認し、助言や改善策の提案などを行っています。		

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
--	---

<コメント>

「職員区分の構成と定義」に、職位ごとの職責、求められるスキル、必要な研修または資格を明示しています。人材育成計画に基づき、法人主催の階層別研修やコンプライアンス研修、実技研修などを実施しています。園では、施設長の意向や職員の希望で、一人年3回の法人研修と年1項目のキャリアアップ研修の受講を目標にしています。毎月、園内研修を実施して、嘔吐処理や人権研修などのほか、今年度は項目ごとに担当を決めてマニュアルの見直し・読み合わせをしています。研修に参加した職員は研修報告を作成し、パソコン上で共有しています。研修報告書はPDCAを記載する様式となっていて、職員が自身の成長を確認し、次に活かすことができます。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
--	---

<コメント>

施設長は、職員の知識・技術水準・資格などを把握し、本人の希望や研修の受講実績、現在の職務などを考慮して研修計画を作成しています。外部研修の情報は施設長が口頭で伝え、チラシを閲覧できるようにし、職員が希望する研修に参加できるようにしています。職員は、法人の研修や園内研修に加え、キャリアアップ研修や横浜市や青葉区などの外部研修に参加しています。また、法人他園との交換研修も行っています。新人職員に対しては、経験2年以上の職員がチューターとなり、育成計画に沿って指導をし、相談にのっています。チューターに対する研修もしています。他園での経験がある新任職員には3月に研修生として入ってもらいOJTを実施しています。なお、全体での研修計画を作成していますが、個別の研修計画は作成していないので、今後の取組が期待されます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
--	---

<コメント>

実習生受け入れの基本姿勢、手順などを記載したマニュアルを整備しています。実習生受け入れにあたっては、事前にオリエンテーションを実施し、園の概略や守秘義務などの注意事項などを説明し、「秘密保持に関する誓約書」を提出してもらっています。プログラムは本人の希望や学校の意向などを考慮し、実習生と話し合っています。実習生受け入れの責任者は施設長で、実習生の教育係を決め、必要な研修を実施しています。学校側とは継続的に連携しています。

### 3 運営の透明性の確保

【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---	---

<コメント>

法人のホームページに、理念や基本方針、保育内容、子育て支援などを公開しています。ただし、予算・決算情報は公開していません。事業計画と事業報告については、運営委員会で説明し、保育園向けアプリで議事録と一緒に保護者に配信しています。第三者評価は定期的に受審し公表しています。園の苦情解決体制は玄関ホールに掲示し、結果については事業報告に件数と内容を記載しています。園の子育て支援のチラシを男女共同参画センター横浜北アートフォーラムあざみ野や隣接する子育て支援サロンに置いています。青葉区のホームページにも掲載しています。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>

事務規程、経理規程、職務区分などがあり、事務室に設置して必要な職員がいつでも確認できるようにしています。法人はISO90001（国際標準化機構による品質マネジメントシステム）を取得し、定期的に内部監査を実施しています。また、外部機関によるISOの監査と公認会計士によるチェックを受け、アドバイスを運営に活かしています。

### 4 地域との交流、地域貢献

【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

園は、事業計画に地域との関わりについて明記し、地域との関係作りを力を入れています。玄関に、青葉区の子育て講座、山田地区センターの「青葉お話フェスティバル」のポスター、隣接する子育て支援サロンなどのチラシを置き、保護者に情報提供しています。子どもたちは、晴れていれば毎日のように近隣の散歩に出かけ、地域住民と交流しています。また、買い物や消防署見学、図書館などに出かけたり、地域の畑でお芋掘りを楽しんだりしています。5歳児は近隣保育園と年長児交流をしています。江田駅前商店会の花壇剪定に参加し、地域のボランティアと交流しています。設立から20年、地域の発展とともに歩んできたこともあり、近隣住民から七夕の笹をもらったり、コロナ禍にマスクを寄付してもらったりと、地域の施設として認識されています。園では、コロナ禍以前に実施していた老人ホームとの交流を、感染状況を見ながら再開していきたいと考えています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; ボランティア受け入れの基本姿勢、登録手続き、事前説明等を定めたボランティア受け入れマニュアルを整備し、受け入れ体制を整えています。受け入れ窓口は開いていますが、今までのところ、中学校の職業体験などの受け入れ実績はありません。また、コロナ禍以前には受け入れがあった法人の「キラキラ保育士体験」も今年度再開しましたが、園への申し込みはありませんでした。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 青葉区こども家庭支援課、消防署、警察、医療機関、小学校、保育園、駅前商店会などの関係機関のリストがあり、事務室に掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。施設長は、区の園長会、幼保小連携連絡会、地域のブロック会議などに参加しています。幼保小の取組で地域の保育園と年長児交流を行うなど、地域の関係機関と連携して、課題解決に向けて協働しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合には、区のこども家庭支援課や横浜市北部児童相談所と連携して取り組んでいます。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は区の園長会や幼保小連携連絡会、地域のブロック会議などに参加し、地域の情報を得ています。また、江田駅前商店会や男女共同参画センター横浜北アートフォーラムあざみ野、第三者の民生委員などからも地域の福祉ニーズを把握しています。隣のマンションでNPO法人が運営する子育て支援サロンを年1回の外部講師による心肺蘇生の園内研修に招待するなどして交流し、情報交換しています。施設開放や育児講座の参加者、園の見学者などからの育児相談に応じ、地域の育児支援ニーズを把握しています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画に「地域子育て支援事業の充実」「地域交流とSDGs」について記載しています。SDGsの取組として幼児は駅までのごみ拾いを行っています。また、江田駅前商店会の花壇整備の地域ボランティアに協力し、花壇剪定作業に定期的に参加しています。地域子育て支援事業として、施設開放、交流保育、育児講座を実施しています。施設開放は月1回、「なんでもしていいランド」の日に実施し、子どもたちが地域の親と交流しています。育児講座として、読み聞かせやライブコンサート、歯科医師による「乳幼児の食事の提供法」を実施しています。非常時には隣接するNPO法人が運営する子育て支援サロンに園のAEDを貸し出す約束をし、講習に職員を招待しています。なお、備蓄を多めに用意し被災時には地域に向けて提供する用意はしていますが、その旨を表示することは今後の課題となっています。</p>	

### III 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		<p>第三者評価結果</p>
<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>&lt;コメント&gt; 保育理念に「子どもの最善の利益を第一に考え」と子どもを尊重した基本姿勢を明示しています。毎月の園内研修でマニュアルの読み合わせを行うとともに、「全国保育士会倫理綱領」を事務室に掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。職員は、全国保育士会による「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や法人作成の「不適切な保育に関する自己点検シート」を用いて日々の保育実践について確認しています。必要に応じて園内研修や職員会議で取り上げ話し合うなど、職員が意識して保育にあたるようにしています。園は、子どもたちが日常的に異年齢で交流する中で、お互いに育ち合うことを大切にしています。外国籍など文化の違いなども尊重しています。保護者には、行事を通して「皆違っていい」ということを伝えたり、子どもを尊重した接し方についての絵本を紹介するなどしています。ただし、観察時に職員による対応の違いが見られましたので、自己点検の結果を基に互いの価値観のすり合わせをするなど、意識統一に向けたさらなる取組が期待されます。</p>		
<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>b</p>	
<p>&lt;コメント&gt; 保育に関するマニュアルに子どものプライバシー保護に関する配慮事項を具体的に記載し、園内研修で読み合わせをし、周知しています。乳児の着替えやオムツ交換は、トイレ内や区切られたスペースで行うなど、プライバシーに配慮しています。幼児トイレには、扉がついています。プールは外から見えないように目隠しをし、シャワー時には衝立で囲うなどの配慮をしています。子どもが一人になりたい時には、2歳児保育室を用いて見えないようにカーテンを閉めたり、事務室を用いたりしています。幼児にはプライベートゾーンなど性差についての話をし、保護者にも伝えていきます。子どもの注意の仕方などで統一されていない場面も見られたので、子どもへの羞恥心への配慮についても保育士間で話し合い、意識を統一していくことが期待されます。</p>		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ホームページに園の情報を掲載し、利用希望者等に情報提供しています。ホームページには、保育方針、給食、園の活動、行事・一日の流れなどが掲載されています。保護者が知りたいことを「よくある質問」として掲載するなど、分かりやすい工夫をしています。また、青葉区の子育てイベントに園の紹介パネルを掲示しています。見学希望はネットから申し込むことができます。見学は施設長、副主任が対応し、見学用資料「概要説明」を用いて園内を案内し、保護者の質問に答えています。「概要説明」は毎年見直しをしています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 入園時には入園説明会を実施し、入園のしおり(重要事項説明書)を用いて理念や方針、保育計画と保育の流れ、費用、注意事項などを説明し、同意を得ています。説明にあたっては保育室や持ち物の実物を見せるなど工夫しています。説明会後には担任予定者が面談をし、保護者が記載した「新入園時状況確認書」を用いて子どもの家庭での状況や要望等を聞き取っています。慣らし保育についても相談しています。離乳食や食物アレルギーがある場合には、栄養士も面談しています。保育内容の変更があった場合には、保育園向けアプリで配信し、懇談会で口頭でも説明しています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 転園などで保育園を変更する場合には、引き継ぎ書などは定めていませんが、保護者の希望や行政からの要請があれば、対応しています。転園にあたっては、いつでも相談にのる旨を伝えています。コロナ禍前には運動会などの行事に遊びに来る卒園児が多く、出場種目を用意するなどしていました。卒園後も小学生が遊びに来たり、卒園児の保護者の相談にのるなどの関係が続いています。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 保育士は、子どもの言葉や反応などから子どもの満足度を把握しています。年1回の懇談会と個人面談を実施し、保護者の満足度を把握しています。保育園アプリの連絡帳でも意見を聞いています。行事や保育参観後にアンケートを実施し、満足度を把握しています。法人でも年度末に保護者満足度アンケート(CSアンケート)を実施し、結果を園にフィードバックしています。把握した保護者の要望等は職員間で話し合い、改善に生かしています。保育園向けアプリの中のお知らせが読みにくいという意見を受けてアプリ内の資料室にまとめることで見やすくしたなどの事例があります。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 苦情受付担当者は主任・事務員で苦情受付解決責任者は施設長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決体制を入園のしおりに掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に保護者に説明しています。玄関に意見箱を設置するほか、行事後のアンケートを実施し、意見を収集しています。苦情内容とその対応は記録し、適切に保管しています。検討内容と対応策は必ず保護者にフィードバックし、全体に関わる問題については公表しています。また、事業報告書にも掲載しています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 入園のしおりに「いつでも気軽に相談ください」と記載し、保育園向けアプリでの連絡帳、送迎時の会話、意見箱、個人面談など複数の方法を用意し、保護者が相談方法を選べるようにしています。第三者委員の連絡先を明記し、保護者が直接申し立てることができるようにしています。外部の相談窓口としてかながわ福祉サービス適正化委員会を紹介しています。保護者からの相談には事務室または更衣室を用意し、カーテンを用いてプライバシーへの配慮もしています。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 苦情要望対応マニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは定期的に見直しをしています。朝夕の送迎時には、子どもの様子を伝えながらコミュニケーションを取って保護者の声を引き出し、気軽に意見を述べやすいような雰囲気を作り出すように努めています。玄関に意見箱を設置するとともに、行事や保育参観後にはアンケートを実施し、保護者の声を聞いています。保護者から相談を受けた保育士は、施設長、副主任に報告し、対応について検討しています。対応に時間がかかる場合には、その旨を速やかに説明しています。必要に応じて、面談を実施し、内容によっては施設長、副主任が対応する体制ができています。	



(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 安心・安全なサービスを提供するために、安全計画が作成されています。リスクマネジメントのマニュアルには、施設長が責任者として明記されています。職員は、年1回以上のマニュアルに関する研修を受け、確認を行っています。事故発生時には、フローに沿って情報伝達と役割分担を行って対応しています。直ちにケース会議などを開き情報を共有し、今後の対策などを話し合っています。月1回行われる会議でヒヤリハット報告や事故発生時の分析などを行い、改善策や再発防止に取り組んでいます。法人から、全園の情報報告が週1回提供され、注意喚起して実践を行っています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 法人が作成した、感染症マニュアルがあり、職員間で共有・確認を定期的に行っています。園内に保健・衛生係を設け、感染症の予防や安全確保の情報を提供する一方で、玩具・設備の消毒・換気などを、定期的実施し記録をしています。発熱児が発生した場合には、職員間で情報を共有し、隔離や現場の処理、保護者連絡など迅速に対応にあたるとともに、感染症と判断された場合には保護者にも保育園向けアプリを利用して配信しています。横浜市の感染症報告基準に従い、感染症の発生及びその疑いがある場合、『感染症等発生報告書』様式を使用し、報告をする体制が整っています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 安全管理・災害時対応マニュアルが整備され、災害時における職員の対応体制が明記され、事務室に視覚的にすぐわかるように掲示してあります。大規模な災害時についても、混乱が生じないように安全に配慮した内容で明記されています。食料や備蓄類などは、リストを作成し、役割分担を決めて管理しています。防災計画があり、月1回の訓練を実施し評価・反省を行い次の作成時に反映されるような仕組みになっています。園児の事故を防ぐための取り組みのみならず、自然災害発生時の事業継続という対応についても改めて考え、施設全体で取り組んでいけるように努めています。	

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<コメント> 標準業務マニュアル(手順書)や各種マニュアルが完備され、標準的な実施方法について明文化されています。職員は読み合わせを行い、共通理解のもとで保育実践を行っています。プライバシー保護に関する規定や子どもの人権・権利擁護に関する規定は、独立したマニュアルとして整備され、加えて手順書の中でも事例や解説の追記があり、子どもへの尊重や姿勢が示されています。マニュアルは、事務所に置いてあり、職員は、必要に応じて実践の方法を確認したり、検証したりしています。標準的な実施方法についての確認は、会議などでも行っていますが、異年齢で過ごす機会が多く、必然的に職員間の実践も可視化され、お互いに意見を出し合う体制が出来ています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<コメント> 標準的な実施方法については、職員会議で、項目ごとに担当者を決めて読み合わせを行い、同時に見直し・周知するようになっていきます。指導計画の作成時にも、実施方法について評価・反省をし、職員間で話し合うことで見直し、指導計画の内容に反映される仕組みが出来ています。さらに、年度末の各マニュアルを点検・見直しをする際に、保護者のから直接またはアンケートなどから得た意見も検討し、より実践しやすいように取り組んでいます。見直しをした内容については、園だよりなどで保護者にも周知しています。		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	
<コメント> 新入園児の指導計画は、入園前の面談や入園書類から、一人ひとりの発達状況・生活環境などを把握して作成しています。進級児に関しては、保護者との会話、職員間の引継ぎなどから生活環境を把握し、日常の子どもの様子を観察することで、保育ニーズを捉えて計画を策定しています。支援に配慮を要するケースが生じる場合には、必要に応じて、専門職の意見を聞いたり、園医や行政機関、療育の専門機関などからの助言を受けることが出来る体制が出来ています。対応については、職員間での話し合いを通して共通理解のもとで実践しています。各年齢の指導計画は、具体的な保育が適切に展開されるようになっていますが、全体的な計画との整合性が図られることが望まれます。		

<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画の見直しは、毎月行うカリキュラム会議で行い、保護者の意向なども反映して次回の計画を策定しています。年度末の保育反省時にも標準的な実施方法や子どもへの支援方法などを俯瞰して見直す仕組みが来ています。会議に参加出来なかった職員には、昼礼や伝言ノート、口頭で知らせています。保護者には、園だよりにクラスの目標を掲載し、子どもの様子や取組について知らせています。指導計画を緊急に変更する必要がある場合には、職員間では昼礼で内容を共有し、保護者には保育園向けアプリや掲示で周知しています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの発達状況や生活状況の記録は、法人が定めた統一した様式によって把握、記録しています。全体的な計画・年間計画・月案・週案・などはICTシステムに入力し、全職員が閲覧・共有しています。指導計画や個別指導計画については、入力後に会議で意見を出し合っ、多様な見方で検討し共有しています。記録する内容や書き方に差異が生じないように副主任が確認し、施設長の意見を加えて記録を残すように工夫しています。子どもが出来るようになった、まだ出来ないのチェックだけではなく、どのように成長しているのかを継続的に記録し、振り返ることが出来ることが望まれます。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 記録管理の責任者を施設長とし、子どもに関する記録は、事務室の施錠可能な保管庫で保存しています。3年間は園で保存し、その後は法人が保存し、必要な期間が終了した場合には廃棄される体制が来ています。職員は入職時に個人情報保護に関する研修を受け、職場でも、保育実践の中で見落としがちな情報漏洩について注意喚起する内容のマニュアルに沿って園全体で確認しています。個人情報を適切に管理するための確認は、法人からも定期的に行われ、組織的に取り組んでいます。保護者には、入園時・卒園時・必要に応じ説明の機会を設け、同意書の提出を求めています。</p>	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の理念を、「子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践する」とし、子どもの権利を主体と位置づける児童福祉の理念に基づいて全体的な計画が作成されています。保育の目標と保育の方針は、整合性が図られ、保育所保育指針の基本原則や趣旨を捉えています。子どもの家庭の状況や発達、地域の実態、保育時間などを考慮し、立案しています。年度末に全職員が参加した会議の中で評価・検討を行い、次年度に活かす仕組みができています。出来上がった全体的な計画は、非常勤職員や保護者に閲覧し、共通理解が得られるようにしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育マニュアルに、保育室内温度や湿度は適切な状態に保たれるように数値も明記して掲載されています。それぞれの温度計や湿度計の横には最適な数値を書いた張り紙が貼ってあり、職員はいつも目に留め、冬場など湿度が保たれなくなった場合は濡れタオルで加湿するなどして、調節に工夫をしています。換気・採光・音に関しても配慮して活動を行っています。保育園内外の掃除・消毒は、詳細に書かれてある保健・衛生マニュアルに沿って行っています。広い廊下に設置されている棚に、子どもたちの生活に必要なものや、道具箱、衣類、などを置くスペースがあり、保育室内は、遊びと生活空間が確保されています。子どもが落ち着いたり、くつろいだりする場所として、段差になっている上階の2歳児保育室や事務室などを利用することが出来ます。トイレも保育室と同じ並びにあり、明るく清潔に保たれ、子どもが利用しやすい便座などが用意されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子ども一人ひとりの家庭環境や発達状況、個性などを把握しています。日々の保育の中で得意な所は伸ばし、不得意とする所は、担任の枠を超えて支援しています。時間的な余裕をもって活動を計画することで、子どものしぐさや表現する気持ちをくみ取り、見守ったり代弁したりして受動的に関わり、安心して表現することが出来るようにしています。子どもに対して、肯定的で分かりやすい言葉を使用するように努めています。不適切な保育に関しては、法人や行政などの研修を受け意識を高めていることに加え、不適切保育に関する自己点検シートを利用し、定期的に記入・集計・点検・話し合いが行われる体制が整っています。現場で不適切保育が確認された場合には、施設長・副主任が直ちに対応するような環境になっています。今後は、職員間での「対話」が生まれ、お互いの「気づき」が得られる環境を作っていくことも期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0、1歳児と幼児は同室での生活のため、年上の活動を見て、やってみたいという気持ちが育つような環境になっています。生活習慣に必要な手や指先の力、器用さが自然に培われるように、S字フックと容器を玩具に取り入れ、入れたり繋げたりを楽しんだり、リングの木のタペストリーを手の届く場所に設置して、マジックテープでリングを付けたり、ボタンで付けたりと段階を追って楽しめるような玩具の工夫をしています。散歩に出かけ、日光を浴びて十分体を動かす機会を多く取り入れて、生活のリズムが整うように取り組んでいます。基本的な生活週間を身につけることの大切さは、絵本や紙芝居などを利用して視覚的に分かりやすく伝えるようにしています。手洗いキッドなどを利用し実際に体験して理解を促すような活動もしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは、異年齢で過ごす中で、お互いの活動を見たり、一緒に行動したりしながら自然に触れ合い、刺激し合い、自発的に活動できるようになっています。3、4、5歳児で編成される当番活動などでは、年上の子ができないことを手伝い、年下の子は、自分も同じようにやってみようという意欲を抱きかけとなり、人間関係の構築の仕方が学べる機会となっています。月に1度実施している「なんでもしていいランド」は、1歳から参加し、テラスも含め、ままごと、製作、電車、感覚あそびなどを、自主選択してコーナー遊びを行っています。園児だけではなく地域の人も招待し、挨拶や譲り合うなどして社会体験が得られています。日頃から廃材、ハサミ、テープなどを棚に用意し、表現活動が自由に楽しめるように取り組んでいます。</p>	



<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0、1歳児は一緒に生活しています。生活する場所と遊ぶ場所をコーナーで分けて落ち着いて遊べるように工夫しています。0歳児が安心して愛着関係が築けるように、なるべく決まった保育士が関わることが出来るように配慮しています。入園したばかりで新しい環境に慣れていない子どもには抱っこや負んぶで、月齢が低く午前中に眠ってしまう子どもには午前寝を、発語のある子どもには、廊下に出て遊び、幼児クラスの活動を見るなど、一人ひとりに合わせた細やかな対応をしています。つかまり立ちや伝い歩きをして体を使って楽しめるように、保育室には余計なものを置かないようにして安全に配慮しています。誤飲に繋がらないよう玩具を精査し清潔に保っていますが、なんでも口に入れて確かめる時期に考慮し、破損や思わぬ事故に繋がらないよう、継続して安全性を確保していくことが期待されます。離乳食は、食材チェック表を活用し担任・保護者・栄養士で確認し会議で内容を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

1歳児は、なだらかな傾斜になっている廊下を毎日行き来することで、踏ん張る力や重心を移動させるバランス感覚を養っています。玄関に向かうまでに全ての学年の活動が見渡せるため、興味のある音楽や活動に立ち止まり、模倣をして一緒に楽しんだり、やってみたいという意欲が育っています。2歳児は幼児と一緒に活動することが多く、出来ないことを手伝ってもらい感謝の気持ちが育ち、年上の子どもの姿を見て憧れを抱き、挑戦する気持ちが培われています。屋外にあるウッドデッキや砂場、散歩で行く公園などで十分体を動かしたり、探索活動を楽しんだりしています。職員は、自我の育ちを受け止めるとともに、不安定な感情の表出には全職員が対応できる体制を整えています。排泄などは家庭との連携を密にして取り組むようにしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳児には、ままごとや簡単なカードゲームなどを用意して、集団の中でも自分の遊びを楽しめるように、職員が仲立ちとなり、子ども同士が関わることが出来るように支援しています。4歳児には製作活動や鬼ごっこを多く取り入れ、集団の中で自分の力が発揮され、やり遂げる喜びや自信に繋がるように関わっています。5歳児には、法人オリジナルの教材・積み木・ブロック、猛獣がりなどのゲームを多く取り入れて友だちと協同で遊ぶ機会を提供しています。異年齢での活動が多く、職員の適切な連携と援助のもとで、様々な活動が楽しめるように工夫しています。子どもたちの取組や活動は、保護者に懇談会や面談の機会に伝えるとともに、毎日ドキュメントを作成し配信しています。加えてInstagramやホームページなどに掲載し多くの人に周知できるように取り組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

特別な配慮が必要な子どもには、保護者との連携をとり、小まめな対応をしています。個別支援計画を作成し子どもの状況に応じた保育が出来、記録に残るように配慮しています。保護者とは、連絡ノートで日々の様子を密に伝え合い、必要に応じて面談を適宜実施し、お互いの理解を深めています。障害のある子どもには、療育・保健センター・児童相談所・医師会など専門機関との連携が取れ、必要に応じて相談や助言を受ける体制が整っています。子どもの様子は、屋礼で共有し合い、職員会議で保育や支援の方向性などを話し合っています。職員は、法人や外部の研修に参加し、障害のある子どもについての情報や知識を習得し職員間で共有しています。保護者には、入園説明会で障害のある子どもの保育について伝える一方で、必要に応じて相談機関などの情報を提供しています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもに在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

子ども達は、1日のほとんどの時間を、0、1歳児、幼児と一緒に過ごすことが多く、長時間にわたる保育への環境の変化をあまり感じることなく安心して過ごしています。夕方以降の保育では、一日の疲れを感じる時間帯のため、家庭的でゆったり過ごせるように、ステージとなる2歳児室にカーテンやクッションマットを使用し、ゴロゴロしたり、寝転んだり出来る空間を作っています。延長保育を利用する子どもに対して、生活リズムに配慮した補食を提供しています。職員は、屋礼を利用し、子どもの体調などの情報を共有するとともに、伝達ボードを作成し、保護者に伝え漏れがないように口頭に加えて書面も併用しています。指導計画の中に長時間保育についての位置づけをしたうえで、在園時間が長い子どもに配慮した保育内容や方法の計画的な実施が望まれます。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画・年間指導計画の中に、小学校との連携や就学を見通した取り組みが明記されています。施設長・担任は、連携小学校との定期的な打ち合わせの機会に、積極的に参加しています。小学校から訪問招待を受けて参加したり、年長児の公園交流をしたりして、就学への期待や見通しを持つ取り組みを行っています。毎日の生活の中で、就学準備教室として、午後1時から45分間、2単元の学習の時間を設定し、散歩・公共施設見学・習字・ピアノなどを体験できるように計画をしています。保護者には、個人面談・保護者会で就学に向けた内容を提供し小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるように配慮しています。担任・施設長は、保育所児童保育要録の研修に参加し、作成のスキルを習得しています。担任保育士を中心に、関係する職員が参画し保育所保育要録を作成し、小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康管理マニュアルがあり、園児の健康状態の把握、身体測定・健診、毎日の健康状態の観察などについて詳細に明記してあります。職員は、年度初めに全員で確認を行っています。子どもの健康状態は、入園時の書類や面談を通して把握し、日々の状態はマニュアルに基づいて把握し、昼礼で職員間で共有しています。体調悪化や怪我があった場合には、関係機関や保護者に連絡をして対応することになっています。施設長は保健計画を作成し、計画的に発育や発達に適した生活が送れるようにしています。職員は、乳幼児突然死症候群に関する研修を受け、午睡中のチェックを実施しています。保護者には、健康に関する取組や乳幼児突然死症候群について入園説明会で伝えるとともに、適宜園だよりに掲載して配信しています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康診断と歯科健診は年2回実施、結果は児童健康台帳に記録し職員間で共有されるようになっています。保護者には、紙ベースで結果を配布し、必要な症状に応じて受診などを勧めています。毎月行われている身体測定は、保育園向けアプリで結果を伝えています。健康診断のために園医が訪れた際は、子どもたちの健康に関する情報の提供や、あらかじめ質問事項をまとめておいた保護者からの相談などへのアドバイス、最新の保健に関する情報を得るなど、子どもの健康増進に対して連携を図っています。保護者には園だより(きらきらだより)のトピックスに掲載して情報提供を行い、家庭での生活に繋がるようにしています。子どもには、健診を受けた機会に絵本や紙芝居を使って健康教育を実施しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アレルギー疾患のある子どもには、医師の生活管理指導票をもとに、保護者・栄養士・担任・施設長が話し合い、除去食を提供しています。提供の際は、誤食事故防止マニュアルに基づいて、机・イス・タオル・食器など食事に必要なものすべてを視覚的にアレルギー児への提供食と分かるようにし、介助する職員のエプロンも区別して食事対応をしています。食後はその場で着替えをして移動しています。誤食時の対応についてもフロー図があり、迅速に対応できる体制が整っています。保護者から事前に園児への対応を確認し、意向に沿う形で他の子どもに相違について伝えていきます。職員は、アレルギー疾患などについての研修に参加し、必要な知識や情報、対応スキルを習得し職員間で共有しています。アレルギー疾患のある子どもへの対応については、入園説明会で園の方針を伝え、理解を得るように取り組んでいます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食育計画が作成され、野菜の栽培・食材に触れる・下ごしらえ・クッキング・バイキングなど、食に関わる様々な感覚や体験をすることで食べることを楽しめるように取り組んでいます。子どもが落ち着いて食事が出来るように、発達や個人差に配慮したテーブルやイス・食器・食具を用意し、年齢にあった食事のマナーが身に付けられるように援助しています。個人差に応じて量を増減したり、一口食べてみようかと勧めたりして、食べられるものが増えていくように工夫しています。栄養士による、食材や食の循環・環境への意識など、子どもが食に関する理解を深めるための食育の機会を計画的に持っています。保護者には、献立表・給食だよりを配信するとともに、提供した食事の写真を掲示したり、保育参観の日に試食を提供したりするなどして、家庭でも食生活に関心が向けられるような取組を行っています。食事提供の場面では、介助の仕方や量の加減など、細かな場面の対応をどのように取り組んでいくのかを職員間で話し合い、共通理解のもとで支援していくことが望まれます。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>献立や給食だよりは、系列園の栄養士の意見をまとめて法人内のリーダー・サブリーダーが作成しています。季節感があり、地域の食文化などに配慮したものとなっています。誕生会などの特別の日のために、4種類の献立メニューが用意され、園の状況を加味して選択して提供出来るようになっています。栄養士や調理員は、子どもの食べる様子を見たり、話を聞いたりする機会を作り、発育状況・体調・好き嫌い・偏食・咀嚼・姿勢などの把握に努めています。カリキュラム会議で食育について検討したり、食事についての意見を聞いたりして次回の調理に反映しています。衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行い、安全で安心な食事の提供が出来るような体制を整えています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡帳は、保育園向けアプリを導入し、乳児は、健康状態や食事・睡眠などの生活面を含む情報共有を行い、幼児は、活動内容をドキュメントにして毎日配信しています。保護者は、配信した内容を降園時に把握しているため、思いや感想・質問などを直接受けることが出来るようになっていきます。保護者懇談会や個人面談、保育参観などの保護者が参加する行事を通して、保育の意図や内容の理解を得るとともに、子どもの成長について一緒に喜んだり、考えたりしています。月末に、園だより「きらきらだより」を配信しクラスごとのねらいや活動予定を掲載し、保育園の生活に見通しが持てるように配慮しています。毎年実施している保護者満足度アンケートを集計し実践に反映するとともに、結果も配信しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>送迎時に子どもの様子を丁寧に伝え、連絡帳などで保護者と情報を共有することで、信頼関係が築けるように努めています。保護者からの相談があった場合には、ルール化された内容にはその場に対応し、持ち帰った方が良い場合には、当日は話を聞くだけにして施設長への報告を行い、内容を精査した上で、職員間で話し合う、法人の意見を聞くなどする一方で、面談の機会を作り対応する体制が整っています。よくある相談内容については、電話対応マニュアルとして対応方法が記載されているものもあります。面談などの相談内容は適切に記録に残し、職員間で共有できるように取り組んでいます。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、毎日の視診や衣服の着脱時、健康診断や身体測定の際に、子どもの身体の様子を把握し権利侵害等の兆候を見逃さないように努めています。権利侵害の疑いが認められた場合には、施設長に連絡をする一方で、昼礼などで職員間で情報を共有し、園日誌やその他の記録に残すような仕組みが来ています。保護者とは、日常的に会話を心がけ、話を十分に聞くなどして気持ちに寄り添い、精神面や生活面を援助して発生予防に取り組んでいます。法人・行政・児童相談所との連携が図られ、いつでも相談・通報が出来る状態となっています。職員は、児童虐待マニュアルの読み合わせを行い、虐待をしてしまう保護者理解や発見時の対応などの知識やスキルを習得し、早期発見・早期予防に心がけています。保護者や地域の子育て家庭にとって、身近な相談しやすい場所として、虐待の早期発見のために常にアンテナを張り、さらなる予防に取り組んでいくことが期待されています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、指導計画の作成時に、自らの保育実践の記録をもとに評価・反省を行っています。子どもの現在の姿に至るまでの過程や、活動への取り組み状況、心の育ち、目標に対する課題などを把握し次の計画に反映しています。乳・幼児間や職員会議で話し合い、多様な視点からの保育の捉え方に気づき、学び合いの機会となるように取り組んでいます。スキルの向上を目的とした「目標設定シート」を作成し、定期的に施設長と面談を実施し、進捗状況や助言、改善点などを確認することで専門性の向上に繋げています。2月の作品展終了後などに、まとまった時間をとり、園目標に対する評価・検討を実施しています。自己評価内容についても、職員相互で話し合い、明確な目標に向かって、保育観をすり合わせることで、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組が期待されます。</p>	



---

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : [www.yresearch-center.jp/](http://www.yresearch-center.jp/) Email : [top@yresearch-center.jp](mailto:top@yresearch-center.jp)



特定非営利活動法人  
よこはま  
地域福祉  
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号  
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232  
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01

---